食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件

○消費者庁
厚生労働省告示第一号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十二条第一項の規定に基づき、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成十五年厚生労働省告示第三百一号）の一部を次の表のように改正し、改正法の施行の日から適用する。

令和五年十月三十一日

消費者庁長官　新井ゆたか

厚生労働大臣　武見　敬三